

令和5年第4回（12月）大郷町議会定例会会議録第2号

令和5年12月4日（月）

応招議員（12名）

| | | | | | | | |
|-----|-----|----|---|-----|----|-----|---|
| 1番 | 赤間 | 繁幸 | 君 | 2番 | 鎌田 | 暁史 | 君 |
| 3番 | 鈴木 | 利博 | 君 | 4番 | 赤間 | 則幸 | 君 |
| 5番 | 佐々木 | 和夫 | 君 | 6番 | 鈴木 | 恵子 | 君 |
| 7番 | 金須 | 新一 | 君 | 8番 | 田中 | 三恵子 | 君 |
| 9番 | 熱海 | 文義 | 君 | 10番 | 石垣 | 正博 | 君 |
| 11番 | 高橋 | 重信 | 君 | 12番 | 石川 | 良彦 | 君 |

出席議員（12名）

応招議員と同じ

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | | | |
|-----------|----|----|---|---------------------|----|-----|---|
| 町長 | 田中 | 学 | 君 | 教育長 | 鳥海 | 義弘 | 君 |
| 参事（特命担当） | 三浦 | 光 | 君 | 総務課長 | 熊谷 | 有司 | 君 |
| 財政課長 | 菅野 | 直人 | 君 | まちづくり政策課長 | 高橋 | 優 | 君 |
| 復興推進課長 | 武藤 | 亨介 | 君 | 復興推進課技監兼 地域整備課技監 | 門脇 | 匡哉 | 君 |
| 税務課長 | 小野 | 純一 | 君 | 町民課長 | 千葉 | 昭 | 君 |
| 保健福祉課長 | 伊藤 | 義継 | 君 | 農政商工課長 | 片倉 | 剛 | 君 |
| 参事兼地域整備課長 | 鎌田 | 光一 | 君 | 会計管理者 | 遠藤 | 龍太郎 | 君 |
| 学校教育課長 | 角田 | 倫明 | 君 | 社会教育課長 | 赤間 | 良悦 | 君 |

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉恭啓 次長 相澤幸子 主事 上杉琉日

議事日程第2号

令和5年12月4日（月曜日） 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問〔4人 7件〕

◎一般質問通告順

- | | | | | |
|-------|--------|----|---|----|
| | 6. | 5番 | 佐々木和夫 | 議員 |
| | 7. | 1番 | 赤間繁幸 | 議員 |
| | 8. | 8番 | 田中三恵子 | 議員 |
| | 9. | 4番 | 赤間則幸 | 議員 |
| 日程第3 | 報告第10号 | | 専決処分の報告について | |
| 日程第4 | 議案第69号 | | 大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について | |
| 日程第5 | 議案第70号 | | 大郷町手数料徴収条例の一部改正について | |
| 日程第6 | 議案第71号 | | 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | |
| 日程第7 | 議案第72号 | | 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について | |
| 日程第8 | 議案第73号 | | 職員の給与に関する条例の一部改正について | |
| 日程第9 | 議案第74号 | | 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | |
| 日程第10 | 議案第75号 | | 大郷町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について | |
| 日程第11 | 議案第76号 | | 大郷町住民バス指定管理者の指定について | |
| 日程第12 | 議案第77号 | | 財産の取得について | |
| 日程第13 | 議案第85号 | | 大郷町国民健康保険税条例の一部改正について | |
| 日程第14 | 議案第78号 | | 令和5年度大郷町一般会計補正予算（第5号） | |
| 日程第15 | 議案第79号 | | 令和5年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） | |
| 日程第16 | 議案第80号 | | 令和5年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号） | |
| 日程第17 | 議案第81号 | | 令和5年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号） | |
| 日程第18 | 議案第82号 | | 令和5年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） | |
| 日程第19 | 議案第83号 | | 令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号） | |
| 日程第20 | 議案第84号 | | 令和5年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号） | |

日程第 2 1 議案第 8 6 号 令和 5 年度大郷町一般会計補正予算（第 6 号）

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問〔4人 7件〕
- ◎一般質問通告順
6. 5番 佐々木和夫 議員
7. 1番 赤間繁幸 議員
8. 8番 田中三恵子 議員
9. 4番 赤間則幸 議員
- 日程第 3 報告第 1 0 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 議案第 6 9 号 大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 7 0 号 大郷町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 7 1 号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 7 2 号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 7 3 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7 4 号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 7 5 号 大郷町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 7 6 号 大郷町住民バス指定管理者の指定について
- 日程第 1 2 議案第 7 7 号 財産の取得について
- 日程第 1 3 議案第 8 5 号 大郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 7 8 号 令和 5 年度大郷町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 5 議案第 7 9 号 令和 5 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 6 議案第 8 0 号 令和 5 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 7 議案第 8 1 号 令和 5 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 8 議案第 8 2 号 令和 5 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補

正予算（第2号）

日程第19 議案第83号 令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計
補正予算（第2号）

日程第20 議案第84号 令和5年度大郷町水道事業会計補正予算（第2
号）

日程第21 議案第86号 令和5年度大郷町一般会計補正予算（第6号）

午 前 10時00分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、
これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署
名議員は会議規則第110条の規定により、4番赤間則幸議員及び5番佐
々木和夫議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（石川良彦君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

5番佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君） おはようございます。通告順位6番目の佐々木和夫で
す。

今進められている粕川地区の2つのプロジェクトについて御質問させ
ていただきます。

まず、大綱1といたしまして、大郷町かわまちづくり計画について。

（1）令和5年8月10日付で、国のかわまち支援制度に登録された国の
の事業で吉田川河川敷掘削工事が今現在進行中ではありますが、現在のか
わまちづくりの計画の進捗状況及び今後の進め方について所見を伺いた
いと思います。

2といたしまして、令和5年10月3日から6日まで地区懇談会が開催
されました。参加された方の意見はどう捉えたのか、所感を伺いた
いと思います。

3、かわまちづくりでは「かわ」とそれにつながる「まち」の活性化

を目的とし、町、民間業者及び地域住民と河川管理者の連携の下、地域の顔、誇りとなるような空間形成を目指す」とあり、パークゴルフ場、キャンプ場等を整備する計画があるが、年間の集客数や維持管理費について、計画がどのようなになっているか所見を伺います。

大綱 2 といたしまして、大郷 S S P 事業計画について。

(1) これまでの経過について伺います。

(2) 過去の議会議事録を確認したんですが、具体的な内容について調査中ということでございますが、議会に対して説明していると考えますが、その所見を伺います。

(3) 現在、計画の進捗状況及び課題等についてお伺いいたします。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

ただいま、佐々木議員の大郷町かわまちづくり計画についての御質問でございます。

(1) でございますが、現在のかわまちづくりの計画の進捗状況及び今後の進め方につきましては、8月のかわまち計画の登録を受けて、国土交通省と共に本事業に着手する決定したことから、今後は、交流拠点整備の本格的計画や河川敷に整備する各種施設の詳細設計などを実施していく予定でございます。

(2) の10月に開催された地区懇談会の意見をどう捉えたのかにつきましては、かわまちづくり計画に関し、「どう生かして町の地域活性化や課題解決につながっていくのか」や、「事業の継続的な実施が見込まれるのか」などの御意見をいただきました。

これらの意見を真摯に受け止め、町の将来にとって最大限有益な事業になるよう、しっかりと地域住民、民間企業などと連携を図りながら事業を進めてまいります。

(3) のパークゴルフ場等の整備後における集客数や維持管理費についての計画につきましては、国土交通省に提出したかわまち計画の中では、パークゴルフは年間3万人、キャンプ場は年間1,000人の利用客を想定値とした維持管理費であります。詳細設計を実施しながら検討を重ねてまいります。

また、使用料などは、近隣施設の状況も考慮しながら決定してまいりたいと考えております。

次に、大綱 2 つ目の大郷 S S P 事業計画についてでございますが、(1)

のSSP事業のこれまでの経過につきましては、令和2年度に策定した復興再生ビジョンの理念に基づき、現在は新たな産業を町に誘致する目標に向けた地域振興拠点計画を策定中で、あわせて、実現に向けた各種調査などを実施している状況でございます。

(2)の議会に対して説明が不足しているということにつきましては、前段で御説明いたしましたとおり、年内中の完了を目的に各種調査を実施しておりますので、この調査の完了次第、議会に対して説明する場を設けさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

現在の計画の進捗状況及び課題等につきましては、関係部署との各種法令手続や、土地所有者、耕作者などと土地利用について協議中でございます。今後の事業推進に当たっては、町の財政状況などを勘案し、限られた財源の中で効果を発揮できる事業形成できるかどうか、大きな課題と考えているところであります。

以上申し上げて、佐々木議員の説明とさせていただきます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君） 大変ありがとうございました。

かわまちづくりの計画について、事業費は7億円と聞いているんですが、間違いないでしょうか。また、内訳は、国の補助金等、内訳ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。門脇技監。

復興推進課技監兼地域整備課技監（門脇匡哉君） お答えさせていただきます。

事業費については、これから、町長からの御説明にもあったように、これから詳細の設計に入っていく予定になってございまして、今、国の施設の設計、それから町の施設の設計、それぞれの設計者が決まったところで、これから話合いが進められていくところになりますので、そこが決まって初めて事業費が出てくるかと思っておりますので、正式な事業費については、今現在はまだ不明という状況でございます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君） では、いつ頃分かるんでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。技監。

復興推進課技監兼地域整備課技監（門脇匡哉君） 国のほうでこれから予定している設計業者さんと話合いになるんですけれども、今年度いっぱい、それから来年度にかけて打合せ重ねてまいりますので、明確な時期はまだこれからなので不明ですけれども、なるべく早く確定させて、詳細なところに行きたいなと思っております。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君） ハードの計画でドッグラン、あとはバーベキューとか、あとパークゴルフ場ですか、一応こういうのを計画していますよね。ある程度予算がないと、このぐらいかかるよねというのないと進まないような気がするんですが、その辺はどうなんでしょうか。

議長（石川良彦君） 門脇技監。

復興推進課技監兼地域整備課技監（門脇匡哉君） 金額については、整備局のほうに提出しましたかわまちの申請書の中にイメージパスつけてございまして、この規模でおおむね、パークゴルフとかドッグラン、バーベキューとか整備した場合、大枠で予想できるのが大体7億円ぐらいという、大枠では確認はしてございますけれども、それ以上細かいところはまだこれからになります。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君） 大枠で7億円ぐらいということよろしいんでしょうか。

この交流人口から関係人口、それで移住人口というお話が説明会であったんですが、関係人口とはどのぐらい踏んでいるんでしょうか。かわまちってテラスが、かわまちができたときに交流人口と、関係人口だ、関係人口というのはどのぐらい見込んでいるんでしょうか。

議長（石川良彦君） 門脇技監。

復興推進課技監兼地域整備課技監（門脇匡哉君） お答えさせていただきます。

関係人口、かわまちができた際、各種イベントをやったときにどのぐらい人が来ていただくかということで試算はしておりまして、既存の例えば大郷町の夏まつりとかをかわまちを会場にしてやった場合とか、そういう仮定で人数を試算させていただいておりますが、そこで大体、年間、整備が終わってしばらくたってから最終的には25万人ぐらいを想定として算出しております。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君） 年間25万人ですか。やはり、パークゴルフは3万人でキャンプ場は1,000人。残り22万人ぐらいが来るということになるんでしょうか。

議長（石川良彦君） 門脇技監。

復興推進課技監兼地域整備課技監（門脇匡哉君） その見込みで算定はしてございます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5 番（佐々木和夫君） あとここに防災センターを造るという計画になっているようですが、この計画について、維持管理はどこが行うんでしょうか。町なんですか。

議長（石川良彦君） 門脇技監。

復興推進課技監兼地域整備課技監（門脇匡哉君） 防災センターと今おっしゃっていたところは、多分、交流拠点施設のことかと思われかもしれませんが、こちらはまだ計画ができていない状況ですけれども、こちら、例えば役場のほうで建てて民間に維持運営を任せるのか、それとも全て町が賄うのかというのは、これからの話合いで決めていきたいと思っています。まず、民間事業者さんが入っていただけるのかどうかというのを調査してからになるかと思えます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5 番（佐々木和夫君） その調査というのはいつ頃になるんでしょうか。

議長（石川良彦君） 門脇技監。

復興推進課技監兼地域整備課技監（門脇匡哉君） それは、今年度中に、調査、今しております。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5 番（佐々木和夫君） ぜひとも25万人を達成していただきたいかなと思いますが、今後、やはり詳細に説明していただくと、こちらとしても町民の方々からどのようなになっているんだというところがありますので、そこら辺もう少しタイムリーに説明していただければなと思いますが。

議長（石川良彦君） 技監。

復興推進課技監兼地域整備課技監（門脇匡哉君） その都度、御説明する機会設けさせていただいていくように検討したいと思います。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5 番（佐々木和夫君） このかわまちづくりで、今、掘削しているんですが、昔の橋の土台が出てきましたよね。あれはどうなったんでしょうか。

議長（石川良彦君） 技監。

復興推進課技監兼地域整備課技監（門脇匡哉君） 昔の粕川橋の橋台が、掘削中にコンクリートが出てきておまして、見学会とかで皆さんに御覧いただいたところなんですけれども、今の掘削工事の中で既に撤去していると聞いてございます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5 番（佐々木和夫君） それは、邪魔になるから撤去したんですかね。

議長（石川良彦君） 門脇技監。

復興推進課技監兼地域整備課技監（門脇匡哉君）　そこは国のほうの事業の中に入っていたので、掘削しているものと思われます。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君）　年配の方々の、自分らもある程度直したという方々もおりまして、壊され、壊した、撤去したと。あれが邪魔になるものだったのか、私に言わせると、ちょっと邪魔にはならなかったような気がします。少し遺構としてでも残したほうがよかったんではないかなと思いますが、そこら辺はどうなんでしょうか。

議長（石川良彦君）　門脇技監。

復興推進課技監兼地域整備課技監（門脇匡哉君）　そこは町の管理施設ではないので、お答えはできないところでございます。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君）　では、やはり撤去したということで、今さら何ともならないんですが、では、この間、金曜日ですか、VRで残すとかという話ですが、あれはどこにする予定なんでしょうか。

議長（石川良彦君）　門脇技監。

復興推進課技監兼地域整備課技監（門脇匡哉君）　こちらは、北上川下流河川事務所で発注している業者さんのほうで作ったVRを見学会のときに皆さんにもお見せしていただいていたところだったんですが、そのVRのシステム一式を町に寄贈いただくという予定で、その会社さんが今作成中と聞いてございます。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君）　ぜひとも後世の方々に残していただければなと思います。昔の話を聞くと、バスが通っていたと。でも、最初に橋の手前で降りて、橋が、乗った方々が降りて、橋を渡った後にバスが通ったとかという話がありますので、今ではちょっと考えられないというところがありますので、そこでも、きれいにVRで作っていただければなと思いますが、よろしく願いいたしたいと思います。

あと、武藤課長とか門脇技監は大郷町じゃないですよ。出身地ですね。今現在、課長や技監は交流人口に入るんでしょうか、それとも関係人口に入るんでしょうか。

議長（石川良彦君）　答弁願います。門脇技監。

復興推進課技監兼地域整備課技監（門脇匡哉君）　私、御縁あって、今、大郷町にこうやってお世話になっているところでございます。職務として大郷町に勤務してございますけれども、ここに関わるところで関係人口に

なるのかなとは思ってございます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5 番（佐々木和夫君） では、将来、移住人口のほうに入れるんでしょうか。やはり大郷町にいますので、やっぱりそこら辺は見ていただければなと思いますが、その辺はどうなんですか。

議長（石川良彦君） 門脇技監。

復興推進課技監兼地域整備課技監（門脇匡哉君） そこは検討をさせていただきます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5 番（佐々木和夫君） ぜひとも検討していただいて、大郷町の人口が1人でも増えるようお願いしたいかなと思っております。

次に、大綱2ということになりますが、この事業計画が始まっているんですが、今、土地の買上げをやっていると思いますが、単価はどのぐらいで行っているんでしょうか。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えさせていただきます。

単価につきましては、今、500円と600円というところで御相談させていただきます。

単価100円差をつけさせていただいている理由としましては、仮に町のほうで公共事業として公園等整備、公園道路等整備させていただく底地に当たる方につきましては500円、それ以外の仮にスポーツXさんのほうで事業を展開される用地となる方につきましては600円ということでのお願いをしているところでございます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5 番（佐々木和夫君） ちょっとすみません、500円と600円って、これ1平米ですか。（「はい」の声あり）1平米。じゃあ1反歩幾らになるんでしょうか。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えいたします。

50万円から60万円になると思います。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5 番（佐々木和夫君） 50万円から60万円ということは、単純で3億円ちょっとの事業費ということになるんでしょうか。これ全部、町のお金ということになるんでしょうか。

議長（石川良彦君） 復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えさせていただきます。

まず、全体事業費のうちとしまして用地費があると思いますが、現在、地権者の皆さんに御説明させていただいている面積としましては、約20ヘクタール程度をまず先行で取得させていただきたいと、事業を実施する場合なんですけれども、考えておりました、そうすると、20ヘクタール掛ける土地の単価ということになると思います。

以上です。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君） ぜひとも進めていただきたいかなと思ってございますが。

この大綱1と大綱2について、計画どおりに進めば、大郷町にとって大変有意義なものとなると思います。しかし、粕川地区には、買物する場所がない。例えば、キャンプ場しましたね。でも、まきはどこから買いますか。食材はどこから買いますか。スポーツXでも、お食事する場所とか、どこか、買物が足りなかったよねといった場合とか、あと、粕川地区、中粕川地区、石原地区、木ノ崎地区、山を越えて大松沢地区、近隣の三ヶ内地区、あとは報恩寺、鹿島台の地区の一部の方々、やはり近くに店がないということになりますのですね。ここは、イオンとか大型のショッピングモールとかはなかなか難しいと思いますので、中規模の商店の誘致が必要かなと思われま。主管課だけでは多分大変な事務量だと思いますので、各課横断の上、協議していただきたいと思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

確かに、今、議員おっしゃったとおり、かわまちづくり事業が進めば、先ほど技監からもありましたが、20万人以上の交流人口、関係人口が生まれてくるというところになってきます。そうなってくると、やはり商業施設というのは必要な施設になってくると思ってございますので、その辺、かわまちづくり事業の計画と併せて、各課横断で様々な検討を重ねながら、より有効な企業誘致といったところも含めて実行できればと思ってございます。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君） 速やかな企業誘致をお願いしたいかなと思います。やはり買物難民と言われる方が多くなると、難しいんですね。かわまちづくり、スポーツXとも併せて進めていっていただきたいかなと思ってご

ざいます。

ニュースにもなっていますが、大衡村に台湾の半導体の会社が来るといふことで、2027年の操業を目指しているといふことでもございました。それで、従業員数1,200名、うち600名が地元採用だといふことは、残りの600名はほかから来るといふことにもなりますし、これは隣の町の大郷町としてでも、このかわまちづくりやスポーツX等、メインとしてありますので、大手不動産屋とか地元の企業と協力して、移住人口を増やすような手当てとしては、進めていく考えはないのでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

大衡村の半導体工場のことについては、報道で報道されている部分での情報しか今のところはないといふところがございます。今後、宮城県のほうでも推進室つくってといふことで対応するといふことでもございますので、今後、県とも情報交換等しながら、その辺の情報をいただきながら、どういったことが大郷町でできるのかといふところをしっかりと考えながら、まずは交流人口、さらに移住定住人口といふことで、様々な対策考えられると思っておりますので、その辺は今後検討していければと思っております。

議長（石川良彦君） 佐々木和夫議員。

5番（佐々木和夫君） これについては、今から質問される通告順位7番目の赤間繁幸議員から、宅地造成について質問があると思っております。

先週の金曜日に大郷小学校の6年生、約60人が議会見学に訪れました。その子供たちが、6年後、選挙権が与えられると。8年後には二十歳になるといふところですね。このとき、大郷町に住んでよかったね、あとは、今後も住み続けられるまちづくりが達成可能な計画にしてほしいと思っておりますので、この辺はどうなんでしょうか。

議長（石川良彦君） 町長からよろしいですか。町長。

町長（田中 学君） ただいまの佐々木議員の質問を目指して、今いろいろな諸行事を進めているところであります。目的はそこにあるわけでもございますので、御心配なく、議員も賢明なまちづくりに御尽力をいただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） よろしいですか。

これで佐々木和夫議員の一般質問を終わります。

次に、1番赤間繁幸議員。

どうぞ。

1 番（赤間繁幸君） 議員番号 1 番赤間繁幸でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、大綱第 1 でございます。宅地造成についてということでございます。

先月の初め、大衡村へ半導体工場の誘致というニュースがございました。それにより県内へ大きな経済効果が生まれるとともに、人材が流入してくることで人口減少へ歯止めをかけることができるのではないかと期待されます。

また、仙台市とその隣接自治体が好調な宅地需要を背景に人口増を狙い約 4 ヘクタールの田畑などを市街化区域に編入する案について、県が了承したというニュースもございました。

この 2 つのニュースから、これから数年の間に魅力のある宅地というのをポイントに、ちょっと大げさな言い方にはなりますが、各自治体間で人口獲得競争が激化するのではないかと考えられます。その競争に乗り遅れないために、宅地を造成することが急がれると考えます。

9 月の定例会において、町の宅地の造成に対するお考えをお伺いはしておりましたが、3 か月がたち、取り巻く状況も変わりましたので、改めまして町の考えをお伺いしたいと思います。

続きまして、大綱 2 でございます。パストラル縁の郷について。

8 月の臨時会の議事録等をちょっと見させていただいていたときに、サテライトオフィスの改修工事は、冬から始めて、履行期間というのが令和 6 年度 2 月 29 日だったと思いますので、春には完成予定ということだと思います。

さて、そこでですが、そのリニューアルする縁の郷を町はどのようにしたいのか。御利用するお客様に何を提供していきたいのか。それをブランディングすることがこの事業を成功させるには大事でないかと考えます。

そこで、漠然とした質問になりますが、町の考えるパストラル縁の郷の全体構想をお伺いたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいまの赤間議員の大綱 1 つ目の宅地造成についての御質問でございます。

宅地造成につきましては正確な数値は把握しておりませんが、大衡村への半導体工場の立地に伴い、関連企業やその関係者も含め、多くの人口流入が見込まれると伺っております。宮城県の方針も確認しながら、

隣接自治体として、乗り遅れないように、受入れ体制の整備について強く検討してまいりたいと考えているところであります。

銀行関係から、また、民間の造成業者なども、本町にもここ数週間前にはおいでになったりしているようでありますので、本町も、この半導体なるものが、今、全国で展開している、人口の減少する我が国が世界の半導体社会でどのような内容に位置づけされていくのか、まだ不透明な部分が私はあると思っておりますし、そしてまた、近隣の市町村も、特に仙北の企業人は、あれが来ると、今、前工程の工場だけクローズアップされてございますけれども、後工程の企業が誘致されますと、根こそぎ人の流れが向こうに吸い取られる状況が生まれる可能性は非常に大きいということで、仙北の零細中小企業の皆さんはそのことが心配されているようであります。宮城県富県構想で、いろいろ、村井知事、宮城の経済を考えているようであります。そっちが上がればこっちが沈む、そういうバランスのインバランスになればいいんですけれども、なかなかそうだけはいかない状況になると困るなど。という心配も北の皆さんは抱えているようでありますので、我々も、そういう意味では、長期的、中期的に捉えて、本町の住宅のありようについてしっかり考えてまいりたいと思っております。

大綱2番目のパストラル縁の郷についてであります。

パストラル縁の郷につきましては、平成14年に森林や田園風景など資源を活用し、グリーンツーリズムによる新たな農業振興策を展開する拠点施設として整備してまいりました。

現在進めているサテライトオフィスは、コロナ禍の影響により加速化したテレワークによる働き方を取り入れ、縁の郷農園や町内の自然資源を活用し、ストレスから解放された生活環境、楽しみながら働き、生きがいや癒やす働きを感じられる過ごし方も目標としてございます。

さらに、サテライトオフィスを活用する新たな雇用創出や、地域活性化なども目的としており、関係企業や社員による本町の周知拡大や交流人口の増加による移住定住につなげていきたいと考えております。

パストラル縁の郷は、農園やレストラン、宿泊施設を併設している珍しい複合施設でございます。そこに仕事ができる環境を備えることで、ワーケーションを導入する企業の進出も可能となり、本町の価値向上につなげると考えてございます。新たな仕事、生活様式、余暇の過ごし方の創造の場として、また、本町唯一の宿泊施設でもございますので、さらに活性化をすることができると考えているところでございます。

特に、本町の場合、観光といっても、そう珍しいものはございません。ございませんが、アグリツーリズム、農業を一つの観光と位置づけたツアーを去年からJRと連携して受け入れているところであります。今、町内では、天神ファーム、グリーンファーマーズなどの農園を一つの体験場として都会の皆さんに御案内申し上げて、体験農業をお願いしているところであります。このことをこれから中心に、この唯一の宿泊施設である縁の郷を多くの皆さんから御利用していただけるような方策を考えているところでございますので、今後とも、どうぞ議員からもいろいろな御提言をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） ありがとうございます。

では、大綱1につきまして、再質問させていただきたいと思うんですが、先ほど町長からバランスということをお伺いいたしました。私もまだまだその辺は勉強不足でございますので、それに関連するような対応はちょっとできない、質問はできないかなとは思っています。

先ほど、私の質問の中に「魅力ある宅地」をポイントと申し上げましたが、本町が提供できる宅地の魅力とはどのようにお考えになりますでしょうか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

本町の宅地の魅力といったところでございますが、現時点では大規模な住宅団地はないような状況がある中で、一般的な宅地ということになりますと、都市部にはあまりない、宅地を含む広い土地が確保できること。さらに、その土地価格が、仙台市近郊でありながらほかの市町村と比較しても安価であること。あわせて、固定資産税も安価であることが挙げられるかと思っております。

さらに、今現在ですと、商業施設というのはまだ進展していないような状況はございますが、自然と融合したような様々な住宅の需要に応じた宅地の提供というのができるのかなと思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） 私が考えたとおりの御答弁でございました。本当に、広くて、広い土地を提供できるというのが本当に大郷町の魅力だと思います。

その広い土地なんですが、こういった方に需要があると思いますか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） これは、これまでアンケートを取ったことがあるかというところではありませぬので、私の主観でということになってしまうかと思いますが、やはり若い世代で子供さんが2人、3人という世代の方ですと、やっぱり広い庭があつてバーベキューをしたりとかそういったこともあると思いますし、定年を迎えた方々であつたとしても、家庭菜園であつたりとかそういったこともやりたいといった需要は多分にあるのかなと思つてございます。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） そのとおりだと思います。本当にそう思つております。例えば、本当に1区画500坪とかそういったものをどんどん売り出していくような宅地の提供というのもありなのかなと思つている次第でございます。

次に、9月の私の一般質問の中で、その御答弁の中に、地権者による土地区画整理組合の組織化というお話があつたと思いますが、その後、町として何らかの働きかけ等はやっているのでしょうか、お伺いいたします。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

土地区画整理組合に関しての働きかけというところでございますが、今現在、まだ行つてはいないような状況でございます。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、民間事業者さんからいろいろと住宅地の造成といったところでのお話をいただいている中で、11月に入ってから、県で、県でというか、大衡村の半導体の話も出てきました。そういった、先ほど議員からも、取り巻く環境が変わつたというところもございませぬので、その辺はしっかりと県の方針というものも見定めながら、本町ができる、住宅であり生活環境施設であり、もしくは学校でありというところも考えるというところも必要になってくるのかなと思つてございませぬので、今のところ、土地整理組合については、今後、選択肢の一つということで検討していかなければならないとは思つてございませぬが、まだ取り組んでいないような状況でございます。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） 土地区画整理組合について私なりにちょっと調べてみたんですが、なかなか本町のように土地の安い場所では、地権者さんには

あまりメリットがないのかなと感じた次第でございます。

その中で、今、民間事業者というお話がございましたが、これも私、9月に申し上げましたが、過疎債を使って、宅地開発を行う民間の事業者の方に補助金を交付することはできないかという問いに対して、できませんということでした。私もその後、調べてみたんですが、できませんということに納得したんですが、その際に、宅地に対してはできないけれども、その区画に接する道路の整備ですとか、あとは上下水道に関しては過疎債を使えるということだったと思いますが、改めて再度確認したいんですが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

今、赤間議員さん、お話ありましたとおり、道路、そういうことであれば過疎債の利用は可能だと思います。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） であれば、そのような形で民間事業者の方に補助金を交付するような制度なりを御検討いただくことはできないでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

先ほど財政課長、前回9月の議会のときもということですが、その整備、土地造成に係る補助金に過疎債が充てられるかといったところについては、充てられないという状況があります。ただ、町で整備しなくてはいけない道路であったりインフラの部分については、過疎債が充てられるというような認識でございますので、事業者さんに直接の補助金といった形のものではないのかなと思ってございます。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） はい、分かりました。できないということなんですね。

であれば、難しいとは思いますが、過疎債を使わずに一般財源からそのような制度に補助金を出す制度を御検討いただくことはできないのでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） 宅地開発を行う民間事業者への補助金ということになるかと思うんですが、こちらについては、今、民間事業者さんから数件お話をいただいているというような状況もあります。今後の県の方針というところもあたりというところもございまして、その辺、流れを見定めながら、町として、どうしても呼び水として必要

だというようなことが確認できれば、そのときはしっかりと検討できればと思っております。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） ぜひ前向きに検討いただければと思います。

次なんですけれども、今年の春頃からだったと思うんですが、中村の郵便局の近くに空き家がございます、それが解体されまして、その跡地に建て売り住宅が2軒ほど建ちました。もう既にそこは完売しているんですけれども、この出来事といいますか、このことに対しまして、町としてどのようにお考えでしょうか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） 中村の新設の住宅については把握しているところでございます。実際、空き家となったところを解体してということでございますので、さらに、その住宅が売れ残っているわけではなく完売しているというような状況もあるということは、イコール住宅の需要というのはあるんだろうなと思っておりますので、その辺、空き家を有効活用する、空き家それから空き地ということになります、有効活用するような手だてが今後必要になってくるのかなと思っております。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） はい、ありがとうございます。

私、思ったんですが、やはりこれは、もう空き家対策と定住促進の両方かなえた成功事例だと私は解釈しております。町として、これから空き家を解体して宅地を造成することでさらなる定住を促進することができると思うんですが、その際に、町として、空き家の所有者の方へ解体を勧めるなんていうことはしてみてもどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） 空き家の所有者ということで、本町で行政区長さんの協力もいただいた上での台帳ということで150件ほどあるということで報告はしているかと思いますが、そちらの所有者の方へのアンケートというものは、できるだけ早い段階で今年度中にまとめられればと思っております。その中で、様々アンケートの内容、これからしっかり検討はしていきたいと思いますが、そういった空き家を解体して宅地として販売したいとか、そういったことも含めて、こういった意向があるのかしっかりと把握できるように調査できればと思っております。

す。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） その調査、いつぐらいまでというのは、お考えはございますか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） 何とかできるだけ早くということにはなりますが、今年度中にできればと思っております。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） できるだけ早くやっていただければと思います。

そこで、所有者の方が、この空き家の問題なんですけれども、空き家をなかなか解体しないでいると思うんですが、それはなぜかというのは、なぜ解体しないのかというのは、町としてはどのようにお考えになっていきますか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） まだ何らかアンケート調査していないからというところではございますが、御自宅に対する思い入れであったりとか、あと金銭的なものであったりとか、いろいろな登記の相続の関係の問題であったりとか、様々あるかとは思っております。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） そのとおり、思いであったり費用であったり相続の問題であったりとあると思うんですが、例えばその費用の問題を解決することができれば、解体をするという方がどんどん増えていくのではないかと思いますか、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

空き家の解体といった部分で、今、現行の補助金で、空き家の家財の処理に対する補助金ということで準備しているものがございます。金額的には大きいものではございませんが、そちらの活用であったり、さらに宅地を確保するための施策ということで必要となれば、そのときはまた内容のほう検討できればと思っております。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） ぜひ検討していただきたいんですが、検討していただくに当たって、山形県の舟形町ですかね、そこの空き家対策の成功事例と私は思っているんですけれども、平成30年から空き家対策を始めてきたと、舟形町なんですけど、解体費の2分の1以内を補助すると。そして、

住宅に関しては100万円、その附帯家屋に関しては30万円を限度とするという補助金でございました。

その実績なんですけど、平成30年度は23件で、令和元年度、15件、令和2年度、17件、令和3年度、11件、令和4年度、14件。5年間で80件の空き家を解体しているそうでございます。本年度も、もう既に15件以上の解体があるそうなんですけれども、検討する際に、ぜひこのようなことも一緒に検討してみても、その補助金の制度ですね、検討してはいかがでしょうか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

この空き家の解体といった部分については、確かに全国でも様々な補助金の制度を設けている市町村があることは確認してございます。今、議員からお話あった舟形町、こちらも内容のほう確認させていただきながら参考にしていただければと思っております。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） ぜひ参考にして、よりよい空き家対策、そして定住促進の事業が図れるようにしていただければと思っております。

そこで、空き家ということで、空き家バンクについて、ちょっとそれる話になるとは思うんですが、1点だけよろしいですか。

議長（石川良彦君） どうぞ。

1 番（赤間繁幸君） はい、ありがとうございます。

空き家バンクのPRについてどのようにしているのか、これからしていこうと考えているのかというのがあればお伺いいたします。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

基本的には、これまでも実施してきてございますが、ホームページであったり、それから広報等での呼びかけであったりというところも実施しておりますので、それは継続的に行っていければと思っております。

さらに、民間事業との連携協定に基づいて民間企業のプラットフォームを活用した情報提供ができるようなところも現在挑戦しているところでございますので、そういったところも、アンケートの調査も含め、その内容も含めた上で、こういった形で情報提供、さらにPRというのができるかというのを検討していきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） 少し余計なことになるかもしれませんが、1つ御提案で、

CM大賞の季節になってきたと思うんですけども、本町も大賞を取っているコンテンツといいますか、作ったCMがあると思うんですが、そういったものをちょっと加工して、ユーチューブの広告とかに載せるということができれば、空き家を必要として、空き家、その需要の人にピンポイントにPRできるのではないかなと思いますので、ぜひそういったところも御検討いただければと思います。これって、もうそのCMをちょっと加工してコンテンツを作るわけですから、そんなに経費的にもかからないのではないかなと思いますので、ぜひ御検討ください。いかがですか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

CMについては確かに毎年出しておりまして、様々なCMをできております。そのCMをどういった形で加工してどういった内容にすると、よりユーチューブであったり見た方に響くのかなというところはございますが、その辺も含みで、いろいろな形でPRのことは検討していければと思ってございます。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） ぜひ御検討よろしくお願ひいたします。

続きまして、大綱2、縁の郷についてでございます。

質問の前に、先日ちょっと縁の郷に行ってみりました。そのとき思ったことをちょっと先に申し上げさせていただきたいと思うんですけども、土曜日の日に家族を連れて食事をしに行っただけなんですけれども、その際に、小学校の娘がもう初めて行ったんですが、本当すごいおいしいねなんて言いながら、本当すてきな場所だねなんて言って、本当にここ大郷なのなんて言ったぐらいなんです。本当に目を輝かせて喜んでる姿を私見まして、本当にうれしいなと思った次第なんですけど、その食事が終わった後に、農園のほうへ散歩がてら歩いてまいりました。本当、冷たい風、寒い中で冷たい風があって、上り下りが激しい道でしたが、景色を楽しみながら歩いておりました。

つい私気になったんですが、その道路、農道の道路の両脇1メートル、2メートルぐらいをしっかりと草刈りしてあったんですね。それを見たときに、この作業、年に何回刈っているかはちょっと分からないんですけども、この作業をするだけでも大変な作業だなと思った次第でございます。今年はイノシシの被害なんかもあるということをお聞きしているんですが、そのような中でそこで働く方々がモチベーションを保つと

いうのは、本当に大変なんだろうなと思った次第でございます。そのまま歩いていきますと、遠くからちょっとトラクターの音が聞こえてまいりまして、そちらに目をやりますと、寒い中、本当にキャビンのない古いトラクターで一生懸命畑を掘っているのを見ました。

そこで私は改めて思ったんですけれども、やはり、現場で働く人が、そこ、何ていうんですかね、必要なもの、必要じゃないものというのを一番知っているんだろうなと思った次第でございます。その現場の人たちの声をしっかりと聞いて、私たち外野ですけれども、外野はその方たちが働きやすい環境をつくるようにしっかりと支援していかなければならないなと思って帰ってきた次第でございます。

では、質問に移らせていただきます。

サテライトオフィスの改修工事の進捗状況をお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） 答えいたします。

現在、設計が終わるところでありまして、工事に早速入るところでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） 今回の補正予算の中で、資材高騰の影響でコミュニティセンターの予算の増額というのがございましたが、サテライトオフィスの改修工事に関しましては影響はないのでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） 答えいたします。

現在のところ、そういったことに関して増額の予定はないところでございます。

さらに、デジ田の交付金を使っているところでございますので、補助金の関係もありまして、増額の予定は今のところないというところでございます。

議長（石川良彦君） ここで10分間休憩といたします。

午 前 1 1 時 0 0 分 休 憩

午 前 1 1 時 1 0 分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に続き、赤間繁幸議員の一般質問を続けます。どうぞ。

1 番（赤間繁幸君） 改修工事に影響はないということでございましたので、安心いたしました。

続きまして、総務省のホームページの中に、地方自治体へのアンケート調査だったと思うんですけども、自治体がサテライトオフィスを開設したのが、令和3年度開設件数が505件、そして閉設件数が75件ということでした。

この閉設75件しておりますが、原因はどのようにお考えありますでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） お答えいたします。

その総務省の資料も私は見たことがありまして、その調査項目の中に閉鎖に関する調査項目がなかったので、明確な回答になるかどうか分かりませんが、一般的に考えられるものとして、経済的なこと、それから業務の低下、戦略の変更などが考えられると思っております。

自治体におけるサテライトオフィスに関しては、定着も早期に撤退する会社もあるということも聞いておまして、その定着への取組が重要なかなと思っております。進出企業への進出後の支援が大事になってくると思っております。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） 本当に支援というのは大事だと思っております。

その中で、進出される企業の方があると思うんですが、どのような企業をターゲットといいますか、見込んでおられるのでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） お答えいたします。

まず、農業関係の企業だったりとか、あとドローン活用できるところとか、あとまた、道の駅とかを利用できるような、何か総合的に町をよくしていただけるような企業を、誘致を考えておるところでございます。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） そうですね、やっぱり町をよくしていただけるような企業を誘致していただくということが大事だと思っておりますが。

今回、その改修工事の負担額、町が負担する額なんですが、それは幾らになるのでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） お答えいたします。

まず、デジタル田園都市国家構想の交付金を活用いたします事業費全体といたしまして、1億186万7,000円ほどになってございます。そのうち国庫補助2分の1、あとは過疎債、過疎債の交付税措置とかあります

ので、その他を引いたところ、事業費、町の負担として1,706万6,000円というところ。それに、過疎債では見られない備品の部分と、あと発注者支援業務を追加で頼んでおりますので、その分を足して、現在のところ2,646万6,000円が計画の段階となっているところでございます。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1番（赤間繁幸君） 2,646万円ということだったんですが、この中に過疎債の返済する額というのは含まれているんでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） 過疎債でございますが、当初予算のところをベースにしますと過疎債が4,000万円、それに対して交付税措置が70%、町の負担というのは30%ということになりまして、約1,700万円ほどということになっております。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1番（赤間繁幸君） この2,600万円に含まれているということですよ。そうですね、はい。（「入らない」の声あり）入らない。ということは、1,700万円でしたっけ。足しますと、町の負担というのが大体4,300万円ぐらいになるということよろしいでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） すみません。町の負担として全体で2,600万円ということになります。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1番（赤間繁幸君） 過疎債のその残り、交付されない部分の30%の部分は、町は返さなくていいんですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

今、農政課長がお話ししましたのは過疎債の内訳でございますが、借りるお金の70%は後年度交付税措置されますので、町の負担というのは30%になりますよという意味でございますけれども、その後、その過疎債の返済につきましてはまた別のものがございますので、借りた分については、たしか20年ですよ、そこから何十年という形の中で返済をしていくということになります。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1番（赤間繁幸君） では、返済をするということよろしいんですね。返済をしていくと。あと残りの分は別に返済をしていくと、町が返済をしていくということよろしいですね。はい。

今、2,600万円ということと、過疎債で約1,700万円の返済があるということなんですが、町としてこの金額を回収するということはお考えはあるんでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） お答えいたします。

4月以降の利用に、利用料とかに関係してくると思うんですが、単年度、当初は最初から黒字にはならないんですが、長いスパンをかけて当然回収していくものと考えております。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1番（赤間繁幸君） 長いスパンをかけて回収していくということでございますが、現状としまして、指定管理者制度ということでラトリエさんをお願いしていると思うんですけども、ということは、回収していく、ラトリエさんが利益を出した時点で町にお金を返していただくということではよろしいんですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） お答えいたします。

現在のところでは、その回収のところまではうたっていないんですが、今、協議段階といたしまして、その辺の方向を詰めている段階でございます。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1番（赤間繁幸君） 春には開業されると思いますので、ぜひそれまでには協議が終わっているようにしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（片倉 剛君） お答えいたします。

その方向で進めてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1番（赤間繁幸君） ぜひよろしくお願ひいたします。

あと、1点気になったことなんですけれども、縁の郷に行く際に、その道路なんですけど、狭い道路でした。そして、赤いポールが何か所か立って崩れているところがあるんですけれども、それはいつから崩れているんでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。

町道の崩れている箇所について、いつからということではありますが、

長年ですね、災害ということではなくて、長年の風化によって起こっているものと認識しております。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） 長年の風化ということなのですが、もし仮に、そこで、夜、あそこ明かりもございませんので、車が事故なんか起こした場合には、道路の管理、何ていうか、不十分だったということで、町の責任というのは問われることはないのでしょうか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） お答えいたします。

そのようなことのないように、維持管理に努めてまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） ということは、直すということによろしいんですか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） 交通の支障のないように修繕していきたいと思います。

議長（石川良彦君） 赤間繁幸議員。

1 番（赤間繁幸君） 町といいますか行政としましては、インフラを整備することが大事な公共サービスの一つだと思っておりますので、ぜひ早急に、事故の起きる前に直していただければと思います。どうぞよろしくをお願いします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

議長（石川良彦君） これで赤間繁幸議員の一般質問を終わります。

次に、8 番田中三恵子議員。

8 番（田中三恵子君） それでは、通告順位 8 番、田中三恵子、通告に基づき質問させていただきます。

通告の趣旨、大綱 1、よりよい学校給食のために。

地域の方々に御意見や御要望を伺っていたところ、複数の就学児童保護者から、給食当番で持ち回りのエプロンが古くなっており、修繕が必要になってきているということ、また、アイロンがけが必要な素材のため、次の当番に託す際に負担に感じているなどの声が聞かれました。

また、地場産品メニューを給食に提供する取組は、既に行われている素晴らしい取組だと思っております。大郷の食材の魅力を子供たちにもっと感じてもらい、自慢してもらえるよう、大郷みそカレー、大郷牛タンステーキ、枝豆御飯など、大郷ならではのメニューをアピールして毎

月提供する、中華・イタリアン・ベトナムなど多国籍メニューの日を設けるなど、お楽しみメニューの提供も既に提供されておりますが、回数を増やしてはどうかという点に関して、御意見を伺いたいと思っております。

(1) 給食当番のエプロンについて、次期、買換えの際に、保護者の負担軽減のため、ノーアイロン素材の給食着を購入してはどうか。御意見を伺います。

(2) 楽しく魅力的な給食メニュー提供回数を増やしてはどうか。御意見を伺います。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（鳥海義弘君） 田中三恵子議員のよりよい学校給食のための御質問に答弁いたします。

(1) の学校給食当番用のエプロンにつきましては、破損の状況に応じて更新しております。ノーアイロンタイプは、現在使用しているものより高額となりますので、学校等と協議し計画的に更新を図ってまいります。

(2) の学校給食は、ひな祭り、端午の節句、七夕やクリスマスなど四季折々のメニューに加え、地元の食材を使用した大郷みそカレー、大郷牛丼や新米、支倉常長遣欧使節のスペイン風給食、卒業生のリクエスト給食や都道府県巡り給食など、限られた予算の中で工夫を凝らしております。

今後も、安心・安全で楽しく魅力的な給食メニューを提供できるよう、創意工夫してまいります。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 田中三恵子議員。

8番（田中三恵子君） 今回伺っていた際に、ノーアイロンにしてほしいというお話が聞かれまして、その後、ほかの保護者の方々のお声を聞き取っていた際に、ほつれているですとか修繕が必要ですよというようなお話がぼんぼん出てまいりまして、なかなかいろいろなお声が聞かれたものですが、このような保護者のお声はお聞き及びでしたでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えいたします。

保護者の方から直接ということではありませんが、学校の給食主任に確認しましたところ、予備もあって、今のところ更新という話ではない

んですけれども、一部修繕が必要であったりというところは確認してございます。

議長（石川良彦君） 田中三恵子議員。

8番（田中三恵子君） 子育て世代の共働きの方というのは多くて、多忙な中で、小さいことですが、アイロンがけや繕いが負担に感じるというお声はもつともだと感じております。そういった方々の中でも、そのままスルーしていらっしゃる方もいれば、責任を感じて縫っている方もいるんだというような様々なお声も聞かれました。

このような声の受皿があまりなかったのではないのかなと感じたもので、今回、予算の計上も必要なことでもあり、質問させていただきました。

在庫品があるということなんですが、どの程度あるんでしょうか。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えいたします。

小学校では大体110着、中学校で40着使用しております。それに対して予備というのは、ちょっとそこまでは数は確認しておりませんでした、予備はあるという報告だけ受けております。

議長（石川良彦君） 田中三恵子議員。

8番（田中三恵子君） 予備があるということですので、順次取り替えていただきながら、次期、購入が必要なときに検討していただければなと思って質問させていただいたんですが、そういった際の時期の目安というのは、今の段階ではまだ分からないということよろしいでしょうか。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えいたします。

エプロンの状況確認しまして、修繕で対応できるのか、更新が必要なのか、ちょっと確認したいと思っております。

ノーアイロンタイプですと、若干高額になることもございますので、財政とも相談し検討をしていきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 田中三恵子議員。

8番（田中三恵子君） 御検討いただけるのであれば、現に困っているという方のお声も聞かれておりますので、次期購入の際には、保護者の負担軽減のためにぜひ御検討いただきたいと思っております。

次に、（2）番のほうです。

大郷町は、この前テレビでもニュースで給食の情景が放映されるなど、大変盛り上がっているなという内容でして、大変うれしく思っております。

す。給食は子供にとってとても楽しみなものですし、大人になってからも、小・中学校の給食でおいしかったメニューですとか人気メニューの争奪戦など、級友と共に楽しく食べた給食の思い出というのは長く色あせずに残っているものだと思います。

こういった形で、例えば給食メニューを道の駅で、テレビで放映されましたなどのキャプションつきで提供するなどアピールするというようなことは、お考えありますでしょうか。失礼いたします。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えいたします。

その件に関しましては、道の駅の関係もございますので、確認する必要があるかと思っております。

議長（石川良彦君） 田中三恵子議員。

8 番（田中三恵子君） いろいろな取組というものが検討できるかなというのと、そういった給食というのはもう食育ですとか育てる場でもあると思いますし、そこに大郷町の豊かな食材を利用していくということで、愛郷心ですとか地場産品の振興にもつながることではないかと思っておりますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、御意見を伺います。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えいたします。

学校給食のメニューにつきましては、給食だよりを毎月発行しておりますし、そこに地場産品、地場産の食材を使っている場合には太字にしたりしておりますし、あと、校内放送、給食のときの放送につきましては、その辺をPRするように放送していただいているところでございます。

議長（石川良彦君） 田中三恵子議員。

8 番（田中三恵子君） ちょっと飛躍し過ぎるかもしれないんですけども、今いろいろテレビなどで紹介される地方の取組などを見ておりました際に、うどんの名産地のところで高校生が取り組んでいる地域おこしのメニューを、そういった道の駅で提供しているというような報道などもございました。今後とも、またいろいろと工夫を凝らしながら取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（石川良彦君） これで田中三恵子議員の一般質問を終わります。

次に、4 番赤間則幸議員。

赤間則幸議員、どうぞ。

4 番（赤間則幸君） 通告順位 9 番、赤間則幸、質問したいと思います。

大綱 1 番、町の公共交通機関の見直しについて。

本町も高齢化が進み、町民の交通手段として町民バス及びふれあい号を使う人の需要が高まってくると思いますが、利用する町民がより多く利用できるように、定員10名乗りなどに変更したらいいのではないのでしょうか。

また、ふれあい号の利用者を70歳以上と年齢制限を設けておりますが、障害のお持ちの方や自動車の免許をお持ちでない方、部活動の子供たちなどで送迎で困っている人たちへの利用範囲を拡大する取組などはできないのでしょうか。

（1）住民バス1台を、効率を上げるため、10人から15名乗りの小回りの利くワゴン車を採用してはいかがでしょうか。

（2）ふれあい号利用促進のため、年齢条件を外し、困っている人たちのために運行はできないものなのでしょうか。

（3）利用者の重なる日が結構あると聞いております。ふれあい号を普通車5人乗りから、8人から10人乗りに大きくしてみてもどうでしょうか。意向調査をする考えはございますでしょうか。

続きまして、大綱 2、大郷町青年団についてお伺いいたします。

大郷町の青年団活動の支援策として、若者たちが目標を立てて実現することができるように、町ならではのイベントを企画し、若者ネットワークを立ち上げ、イベントなどを通して交流の場を提供してはいかがでしょうか、伺います。

（1）町青年団の知名度が低いと思われませんが、知名度向上に対する活動について伺います。

（2）町にとっての青年団の位置づけについて伺います。

（3）町として、青年団（若者たち）をどのように育てたいのか伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。初めに、町長。

町長（田中 学君） ただいまの赤間則幸議員の大綱 1 つ目、町の公共機関の見直しについての御質問の（1）の住民バスのワゴン車利用につきましては、以前もこのような件に関しては検討した経緯がございました。

5 台のバスで 8 路線を運行する際に、日中の町内で完結する路線は数人しか乗らないといった状況はございますが、町外に出ていく朝夕の路線はバスでないと不足が生じることから、余剰分としてワゴン車を導入

することは考えておりません。

(2) のふれあい号につきましては、この事業を始めた目的は、移動手段は主に自動車である本町において、高齢者により免許証を返納したり、家族の送迎ができなかったりした場合などの高齢者の外出支援であります。

様々な理由で移動手段にお困りの方はいると思いますが、元気な方は住民バスを、障害などにより1人では移動できない方は、社会福祉協議会が行っている福祉有償運送事業などを活用いただければと考えているところであります。

(3) につきましては、運行委託業者に確認いたしましたところ、利用者の希望が重なることで申込みをお断りしている件数は月に1回程度ございましたが、現在使用している車両で間に合っていると考えております。

また、利用者から要望については、運行委託業者を通して毎月報告をいただいておりますが、利用しない方の意向については、今後の運行形態の参考のためにも必要と思いますので、調査実施に向けて検討してまいりたいと考えます。

大綱2番目につきましては、教育長からお答えいたします。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。教育長。

教育長（鳥海義弘君） 次に、大綱2つ目、大郷町青年団等についての御質問に答弁いたします。

(1) につきましては、町の青年団は10名ほどの若者が活動しておりますが、本町のみならず、各市町村の青年団員数は減少傾向にあり、チャリティーコンサートの開催、仙台管内青年文化祭、全国青年大会等の主な事業においては、黒川郡連合青年団として活動している状況でございます。

黒川郡連合青年団としては活発に活動しており、今年度の全国青年大会の合唱の部において最優秀賞を受賞しております。

(2) につきましては、町の活性化、課題解決には、若者の独創性、先進性のある意見は欠かせないものであると認識しております。町のイベント、事業等、様々な分野においての積極的な参画を推進していきたいと考えております。

(3) につきましては、町主導ではなく、若者主導による自発的な取組に対する補助の増額を検討し、人材育成、交流の場の創出等を支援し

てまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 赤間則幸議員。

4番（赤間則幸君） 今、お答えいただきました。まず初めに、大綱1、公共交通機関の見直しについてであります。今、御回答いただきました。

それで、やはり、今、住民バスが大郷町をくまなく走っているところでございますけれども、もう少しやっぱり狭いというか、手厚く巡回できるようなバスをもう一つ町としては走らせるようなお考えとかそういう考えはありますでしょうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

今の現在のダイヤであったり路線だったりにつきましては、その時期その時期で変更が必要なときには変更しながら見直しをかけてきたところでございます。現在というところでは、今の住民バスを活用した運行の路線ダイヤが、今現在のところでは、これが一番よい方法なのかなというふうには思っております。

ただ、今後いろいろな環境が変わる中で、こういったやり方のほうがいいのか、そういった検討もできればというところではございます。

議長（石川良彦君） 赤間則幸議員。

4番（赤間則幸君） 今現在はまだこんな感じでよろしいかと思いますが、ここやっぱり5年と何年と過ぎていく場合に、もっともっと高齢者が増えていくと思います。そのために、高齢者の方々もしくは我々もそうなっていくと思いますが、そのときにやっぱり使えるような町の交通機関として、今からいろいろな知恵を出して、もう少し利便性がよくできるような取組をしていったほうが私はいいと思うんです。それで、まだ現在はいいんですが、やっぱり長いスパンを見たときに、そろそろもう、ほかの市町村もいろいろなAIを使った独自のバスシステムや交通システムやっておりますので、町としてもその辺も考えながら進めていただければありがたいと思いますが、どうですか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

今、議員おっしゃったとおり、環境の変化というところで、高齢化が進む、さらに人口減少、それだけではなく、大衡村の半導体であったりかわまちづくりであったりというところでの環境の変化というところもあると思います。そういった意味では、今の運行計画のままでどうなの

かといったところの検討は必要かと思ひますし、その状況に合わせた運行計画の見直しについても、やっぱり長い時間かかるかと思ひますので、できるだけ早い段階で計画のほう検討できればと思ひます。

議長（石川良彦君） 赤間則幸議員。

4番（赤間則幸君） 急がないと駄目な問題だとは思ひますが、時期といひますか、長いスパンをかけて見ていって、幾らでもそのようにできるように配慮していただければいいかと思ひます。

次に、大綱2番の青年団活動についてですが、今、町の青年団、10名から12名程度というのはお伺ひしたんですけれども、それぞれ今の若い人たちが一生懸命活動しているというのもお聞きしました。

その中で、やっぱりこういう活動していただける若い人たちをもっともっと町でバックアップしてやって、表舞台に出してあげるといひますか、それで町もそれを支えながら協力し合つて、いろいろな行事等でもそういう人たちに活躍できる場を提供してあげて、青年団以外の若い人たちもそれに参加してくれるような、そういう取組をしていただければ、若い人たちがこの町をもっと好きになつて、大郷町に残つて、何とか町を盛り上げていくという気持ちが出てくると思ひんですが、その点はどうでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願ひます。社会教育課長。

社会教育課長（赤間良悦君） お答えいたします。

確かに議員のおっしゃるとおりだと思つております。青年団のみならず若い方が活動している趣味のサークル等、いろいろな団体があると思ひます。そういった方々も取り込んでいけるような形での事業展開を考えていきたいと思つております。

以上です。

議長（石川良彦君） 赤間則幸議員。

4番（赤間則幸君） やはり若者、もしくは今の子供たち、小学校、中学校と、その若い世代というのは本当に町の財産、宝でありますので、そういう子供たち、若い世代をやっぱり我々が一生懸命バックアップしてやって、それで次の世代につなげていけるような、そういう取組をやっぱり考えてやっていかなければならないと思つております。そのためには、やっぱり町がもっともっと魅力あるまちづくりを推進していかないと、なかなか難しいかと思ひます。

そういう中で、今、かわまちづくりとか、いろいろ大きな行事ござひますけれども、行事というか町の作成ですか、計画ありますが、そうい

う意味で、やっぱりそういう計画がそういう若い人たちに浸透していつて、よりよい町にできるように進めていただきたいと思います。その点についてはいかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 社会教育課長。教育長から。教育長。

教育長（鳥海義弘君） 一般的な話になってしまいますけれども、昔から、現状を変えるのは若者だとかよそ者だとかということをも私も小さいときから聞いてまいりました。やっぱり若い方々、そして、新しくこの大郷町に交流している方々とか、外国人も含めて、そういう方々の新しい感覚というものは、まちづくりに非常に大事だと思うんです。やっぱり若い方々に、議員御指摘のように、様々な意見の出せる場所を設定して、まちづくり、参考にしていくということは非常に大事だろうと思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 赤間則幸議員。

4番（赤間則幸君） 今お答えいただきました。本当に教育長さんのお話、今お答えいただきましたが、本当にそのとおりだと思います。そのような感じでやっぱりみんな、我々も含め、町民全体がそのような方向で進んでいければ、すばらしい大郷町になっていくと思います。

これで私の質問を終わりにしたいと思います。

議長（石川良彦君） これで赤間則幸議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第3 報告第10号 専決処分の報告について

議長（石川良彦君） 次に、日程第3、報告第10号 専決処分の報告についてを議題といたします。

まず初めに、提出者から報告第10号の報告を求めます。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 皆さん、こんにちは。

それでは、報告第10号につきまして説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

報告第10号 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページをお開き願います。

専決第5号 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記

1 町の義務に属する損害賠償の額

一金 80,447円

2 和解の相手方 住所

氏名

3 和解の内容

令和5年3月31日（金）午後5時10分頃、町職員が町公用車（宮城480ぬ7067）を運転し、大郷町中村字屋敷65番地の15付近において、大郷町B&G海洋センター駐車場から左折し主要地方道利府松山線に出たところ、主要地方道利府松山線を利府方面に直進し、前方車を追い越そうとしていた氏所有（運転者は本人）の車両の右前部と公用車の右前部が接触し、双方の車両の一部が破損したもので、町の過失割合を1割、相手方の割合を9割とし、それぞれの損害額を賠償することを条件に和解する。

令和5年10月26日 専決

大郷町長 田 中 学

以上で報告第10号につきましての報告を終了いたします。

議長（石川良彦君） 以上で報告第10号の報告を終わります。地方自治法第180条の第2項の規定に基づく報告でありますので、報告のみとなります。

ここで昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時15分といたします。

午 前 1 1 時 5 4 分 休 憩

午 後 1 時 1 5 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議案第69号 大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第70号 大郷町手数料徴収条例の一部改正について

日程第6 議案第71号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

- 日程第 7 議案第 7 2 号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 7 3 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7 4 号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 7 5 号 大郷町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 7 6 号 大郷町住民バス指定管理者の指定について
- 日程第 12 議案第 7 7 号 財産の取得について
- 日程第 13 議案第 8 5 号 大郷町国民健康保険税条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第 4、議案第 69 号 大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について、日程第 5、議案第 70 号 大郷町手数料徴収条例の一部改正について、日程第 6、議案第 71 号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第 7、議案第 72 号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第 8、議案第 73 号 職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第 9、議案第 74 号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第 10、議案第 75 号 大郷町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、日程第 11、議案第 76 号 大郷町住民バス指定管理者の指定について、日程第 12、議案第 77 号 財産の取得について、日程第 13、議案第 85 号 大郷町国民健康保険税条例の一部改正についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第 69 号及び第 70 号、第 74 号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） それでは、議案第 69 号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書 3 ページを御覧ください。

議案第 69 号 大郷町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について

大郷町印鑑登録及び証明に関する条例（昭和 53 年大郷町条例第 16 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正は、マイナンバーカードを利用して、全国各地のコンビニなどに設置されております多機能端末から住民票や印鑑証明書など各種の証明書が取得できるコンビニ交付の事業実施に伴い、本条例を改正するものです。

次のページの別紙にて御説明を申し上げます。

改正の内容は、第15条の次に、マイナンバーカードを所有する者は、マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアなどに設置している多機能端末機により印鑑登録証明書の交付を受けることができるという旨の1項を加えるものです。

コンビニ交付のスタートは令和6年4月1日を予定しておりますが、稼働試験を実施するためのセンター機器への接続を行う関係上、施行期日を令和6年3月1日とするものでございます。

以上、議案第69号につきまして提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第70号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書5ページを御覧ください。

議案第70号 大郷町手数料徴収条例の一部改正について

大郷町手数料徴収条例（平成12年大郷町条例第3号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

改正の理由といたしましては、議案第69号と同様に、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付の実施に伴い、本条例を改正するものです。

次のページの別紙にて御説明をいたします。

改正の内容は、第2条第23号中「みなす」を「みなし、多機能機能端末機により交付を受ける場合は、1通につき200円とする」に改めるものです。

現在、住民票は1人1枚として町民課窓口で交付してございますが、同一世帯の場合は5名分まで1枚とみなし、200円を徴収しており、6人家族の場合は2枚とし、400円を徴収しております。

しかしながら、コンビニ交付の場合には、店側での料金徴収の取扱いが煩雑になることから、1人分でも6人分でも全て1通とみなし、一律に200円を徴収することに改めるものでございます。

附則といたしまして、議案第69号と同様に令和6年3月1日を施行期日とするものでございます。

以上、議案第70号につきまして提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第74号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の17ページを御覧ください。

議案第74号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大郷町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

改正の理由といたしましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律において、手続の簡素化と事務負担の軽減を図る観点から、事前協議が事前通知に改められ、事前協議に関わる条項を削除し次の項が繰り上げられたことに伴い、同項の規定を引用している本条例を改正するものです。

次ページの別紙にて御説明を申し上げます。

改正の内容は、第15条第1項第2号中の「同条第11項」を「同条第10項」に改め、第36条第3項中、不足する文言を追加し、整理をするものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第74号につきまして提案理由の説明といたします。

ただいま御説明いたしました議案第69号、議案第70号、議案第74号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第69号及び第70号、第74号について説明を終わります。

次に、議案第71号及び第72号、第73号について説明を求めます。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 議案第71号の提案理由を申し上げます。

議案書7ページをお開き願います。

議案第71号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年大

郷町条例第6号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の改正理由につきまして申し上げます。

令和5年人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じ、大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、期末手当の改定でございます。

令和5年12月期から改定を行います。

1つ目としまして、期末手当を0.1月分引き上げ、年3.40月とし、12月期に差額支給をいたします。

2つ目としまして、期末手当を令和6年度より6月期、12月期に均等支給いたします。

8ページを御覧いただきます。

改正条文につきまして、御説明をいたします。

第1条は、現条例の第5条第3項中「100分の165」を「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」に改めるものでございます。

第2条は、改正後の条例の第5条第3項中「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の170」に改めるものでございます。

附則の第1条は、この条例は公布の日から施行するものでございます。

ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

また、第2項として、改正後の新条例の規定は、令和5年4月1日から適用するものでございます。

附則の第2条は、期末手当の内払いを規定したものでございます。

議案第71号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第72号の提案理由を申し上げます。

9ページをお開き願います。

議案第72号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例(昭和41年大郷町条例第8号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の改正理由につきまして申し上げます。

令和5年人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じ、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第72号につきましては、議案第71号の大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正と同じ内容となっておりますので、改正内容、改正文等は省略させていただきます。

議案第72号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての説明は以上でございます。

次に、議案第73号の提案理由を申し上げます。

11ページをお開き願います。

議案第73号 職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例（昭和32年大郷町条例第12号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、本条例の改正理由につきまして申し上げます。

令和5年人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じ、職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、月例給、期末手当及び勤勉手当の改定でございます。

月例給の改定は、令和5年4月1日に遡及いたします。

主な内容は、別表第1のとおり、初任給をはじめ若年層に重点を置いた俸給月額の上上げでございます。

初任給は、高卒で1万2,000円、大卒で1万1,000円の上上げ。俸給月額は、平均改定率で0.96%となります。

期末手当、勤勉手当の改定は、令和5年12月期から改定いたします。

一般職は、1つ目としまして、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05月引き上げ、年4.5月とし、12月期に差額支給いたします。

2つ目として、期末手当及び勤勉手当を令和6年度より6月期、12月期に均等支給いたします。

次に、定年前再任用短時間勤務職員は、1つ目として、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月引き上げ、年2.35月とし、12月期に差額支

給いたします。

２つ目といたしまして、期末手当及び勤勉手当を令和６年度より６月期、10月、12月期に均等支給いたします。

12ページを御覧いただきます。

改正条文について御説明をいたします。

第１条は、現条例の第18条第２項第１号中「100分の120」を「、６月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改め、第３項第１号中「100分の67.5」を「、６月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の70」に改めるものでございます。

第19条第２項第１号中「100分の100」を「、６月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第２号中「100分の47.5」を「、６月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」に改めるものでございます。

別表第１を13ページから15ページのように改めるものでございます。

続きまして、16ページをお開きください。

第２条は、改正後条例の第18条第２項第１号中「、６月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、第３項第１号中「、６月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の70」を「100分の68.75」に改めるものでございます。

第19条第２項第１号中「、６月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を、「100分の48.75」に改めるものでございます。

附則の第１条は、この条例は公布の日から施行するものでございます。

ただし、第２条の規定は、令和６年４月１日から施行するものでございます。

また、第２項中、改正後の新条例の規定は、令和５年４月１日から適用するものでございます。

附則の第２条は、給与の内払いを規定したものでございます。

附則の第３条は、規則への委任事項でございます。

議案第73号 職員の給与に関する条例の一部改正についての説明は以上でございます。

以上、議案第71号、議案第72号、議案第73号につきまして、御審議の

上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。
議長（石川良彦君） 以上で議案第71号及び議案第72号、第73号について説明を終わります。

次に、議案第75号について説明を求めます。地域整備課長。
参事兼地域整備課長（鎌田光一君） それでは、議案第75号について御説明申し上げます。

議案書19ページをお開き願います。

議案第75号 大郷町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

大郷町水道事業の設置等に関する条例（昭和53年大郷町条例第8号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正につきましては、現在の下水道事業について、今後の安定的な経営運営に資するため地方公営企業法の全部適用することに当たり、本条例の一部改正するものでございます。

改正内容について、20ページの別紙により御説明いたします。

まず、条例の題名を「大郷町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」と改めるものです。

次に、第1条では、設置について規定しておりますが、下水道事業についても規定するため、見出し中「水道事業の」を削り、第2項として下水道事業の設置規定を加えるものです。

第1条の2として、新たに地方公営企業法の適用範囲を規定するとともに、下水道事業の適用期日を明記するものです。

第2条は、経営の基本的事項を規定しておりますが、下水道事業について追加規定するとともに、第2項から第5項で上下水道の各事業の経営規模を規定するものです。

21ページ下段になります。

第3条は、組織について規定しておりますが、文言の整理及び第2項で事務を処理させる組織として「地域整備課」を「上下水道課」に改正するものです。

第4条については文言の整理、第5条については法改正による引用条項ずれに伴うもの及び文言の整理、第6条から第7条につきましては文言の整理でございます。

22ページ中段になります。

附則の次に、農業集落排水事業の処理施設及び処理区域の別表を追加するものでございます。

附則になります。

第1項は、施行期日を令和6年4月1日とするものでございます。

第2項は、大郷町課設置条例の一部改正ですが、第3条の地域整備課の事務分掌の規定から、上下水道に係る項目を削るものです。

23ページになります。

第3項は大郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正、第4項は特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、第5項は大郷町特別会計条例の一部改正、第6項は大郷町下水道条例の一部改正、25ページになります、第7項は大郷町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部改正、第8項は大郷町農業集落排水事業条例の一部改正、26ページになります、第9項は大郷町農業集落排水事業分担金に関する条例の一部改正、第10項は大郷町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正、27ページになります、第11項は大郷町戸別合併処理浄化槽の分担金に関する条例の一部改正、第12項は大郷町上水道事業給水条例の一部改正、28ページになります、第13項は大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正、第14項は大郷町上水道事業運営審議会条例の一部改正に関しては、それぞれ関連する条項について改正するもので、本条例の改正に伴う文言の整理による改正でございます。

議案第75号につきましての説明は以上でございます。

ただいま御説明申し上げた内容につきまして、御理解いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第75号について説明を終わります。

次に、議案第76号及び第77号について説明を求めます。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） それでは、議案第76号につきまして提案理由を説明申し上げます。

議案書29ページをお開きください。

議案第76号 大郷町住民バス指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり大郷町住民バスの指定管理者を指定したいので、同条第6項及び大郷町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年大郷町条例第3号）第4条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者を指定する公の施設

大郷町住民バス

2 指定管理者の所在地及び名称

宮城県黒川郡大郷町中村字北浦51番の6

株式会社おおさと地域振興公社

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

大郷町住民バスの運行等に係る現行の指定管理者につきましては、令和6年3月31日までとなっていることから、令和6年4月1日以降の指定管理者の指定につきまして提案するものでございます。

指定管理者の選定につきましては、9月議会での債務負担行為による予算の承認後に、本来であれば公募により事業者を募り、審査の上、候補者を決定するところですが、大郷町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条ただし書の規定及び同条施行規則により、指定管理者の目的を達成するための合理的な理由があると認め、公募によらず現指定管理者を候補として選定したところでございます。

具体には、地域の人材活用、雇用の創出等、地域との連携が相当程度期待できること。現にその管理の委託を行い、または指定管理者による管理を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理している者が引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できること。これらの規定に基づき、協議の上、現指定管理者である株式会社おおさと地域振興公社から指定管理者指定申請を受け、指定管理者選定委員会を開催し、株式会社おおさと地域振興公社を指定管理者として御提案するものでございます。

なお、3の指定の期間としまして、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としたところでございます。

これまでは3年間で指定管理期間を設定してきたところでございますが、当該公の施設を管理している者が引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できるということからも、5年間の期間で設定することで長期的な展望も踏まえた安定したサービスと経営が可能となる効果があること

から、指定の期間を5年間としたものでございます。

以上、議案第76号についての提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第77号につきまして提案理由を説明申し上げます。

議案書30ページをお開きください。

議案第77号 財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大郷町条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | | |
|---|-----------|--|--|
| 1 | 取得する財産・数量 | 大郷町住民バス | 2台 |
| 2 | 取得の方法 | 随意契約 | |
| 3 | 取得価格 | 一金 | 21,867,500円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,980,000円) |
| 4 | 取得の相手方 | 仙台市宮城野区日の出町三丁目7番45号 三菱ふそうトラック・バス株式会社 東北ふそう仙台支店 | |

令和5年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の住民バスの車両購入につきましては、9月議会でも説明させていただきましたが、現在、住民バス運行に車両5台で運行しているところで、そのうちの2台について初年度登録から10年以上が経過し、走行距離も40万キロを超え、走行はできるものの、不具合が生じ、修理のため使用できないことも時折出てきたため、更新を図るものでございます。

契約の手続に当たり、通常であれば指名競争入札により落札、契約者を決定するところですが、マイクロバスのメーカー3社に生産状況の事前調査をしたところ、三菱ふそう以外の2社、これが現在、生産を中止しており、再開時期がいつになるのか分からないとのことから、メーカーを三菱ふそうに限定し、販売の取扱いが可能な3社に見積書の提出を依頼しまして、最低見積金額の提示のあった三菱ふそうトラック・バス株式会社 東北ふそう仙台支店を相手方とした仮契約を11月8日付で締結したところでございます。

以上、議案第77号についての提案理由の説明といたします。

議案第76号及び議案第77号につきまして、御審議の上、御可決賜りま

すようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第76号及び第77号について説明を終わります。

次に、議案第85号について説明を求めます。税務課長。

税務課長（小野純一君） それでは、議案第85号の提案理由を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

議案第85号 大郷町国民健康保険税条例の一部改正について

大郷町国民健康保険税条例（昭和30年大郷町条例第3号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年12月4日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、今回の提案につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和6年1月1日から施行されるため、大郷町国民健康保険税条例を一部改正するものです。

改正の概要は、国民健康保険に加入する被保険者が出産した場合に、単胎妊娠のときは4か月分、多胎妊娠のときは6か月分の所得割と均等割を軽減し、子育て世帯の経済的負担を軽減するものです。

次に、2ページの別紙を御覧ください。

条例改正の内容は、第23条第3項が新設され、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分について、出産した被保険者に係る所得割額と均等割額の軽減について、それぞれ定めています。

3ページを御覧ください。

下から7行目になります。

第24条の3が新設され、出産した被保険者に係る軽減の届出について定めています。

4ページを御覧願います。

附則になります。

第1条、施行期日は、令和6年1月1日からの施行とするものです。

第2条、適用区分は、改正後の規定は令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものです。

以上で議案第85号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第85号について説明を終わります。

-
- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第14 | 議案第78号 | 令和5年度大郷町一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第15 | 議案第79号 | 令和5年度大郷町国民健康保険特別会計補正 予算(第2号) |
| 日程第16 | 議案第80号 | 令和5年度大郷町介護保険特別会計補正予算 (第3号) |
| 日程第17 | 議案第81号 | 令和5年度大郷町下水道事業特別会計補正予 算(第3号) |
| 日程第18 | 議案第82号 | 令和5年度大郷町農業集落排水事業特別会計 補正予算(第2号) |
| 日程第19 | 議案第83号 | 令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会 計補正予算(第2号) |
| 日程第20 | 議案第84号 | 令和5年度大郷町水道事業会計補正予算(第 2号) |
| 日程第21 | 議案第86号 | 令和5年度大郷町一般会計補正予算(第6号) |

議長（石川良彦君） 次に、日程第14、議案第78号 令和5年度大郷町一般会計補正予算(第5号)、日程第15、議案第79号 令和5年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、日程第16、議案第80号 令和5年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第3号)、日程第17、議案第81号 令和5年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第3号)、日程第18、議案第82号 令和5年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、日程第19、議案第83号 令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第2号)、日程第20、議案第84号 令和5年度大郷町水道事業会計補正予算(第2号)、日程第21、議案第86号 令和5年度大郷町一般会計補正予算(第6号)を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第78号、第86号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君） それでは、議案第78号 一般会計補正予算(第5号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第78号 令和5年度大郷町一般会計補正予算(第5号)

令和5年度大郷町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億3,812万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億3,681万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加、変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

まず、今回の補正予算の概要について御説明いたします。

今回の補正予算ですが、主な内容としては、人事院勧告等による人件費の調整、各課時間外勤務手当の増、戸籍情報やホームページ等のシステム改修業務委託料の増、認定こども園すくすくゆめの郷遊戯室等の修繕のための災害復旧事業補助金の計上、成田橋橋梁修繕工事の工法変更による増、建築資材高騰による中粕川地区に建設予定の防災コミュニティセンターの建築工事の増等による所要の予算を計上したものでございます。

歳入においては、国、県補助等の特定財源、町債を計上したほか、財政調整基金及び公共施設整備基金等において財源調整をしております。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により、款項ごとに説明を申し上げます。

まず、歳入です。

第14款使用料及び手数料第1項使用料3万1,000円の増額補正です。海洋センタープール終了による使用料の増です。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金332万4,000円の増額補正です。障害のある方々の短期入所やグループホーム利用、補装具等の申請等の増による障害福祉サービス費負担金の増等によるものです。

第2項国庫補助金4,271万4,000円の増額補正です。成田橋橋梁修繕工事の工事費増及び道路台帳整備に伴う道路局所管補助金、全国一斉に行われる戸籍証明書に記載する氏名に送り仮名を表記するためのシステム

整備費補助金、子育て支援センター等に関する国基準改定による子ども・子育て支援交付金等の増によるものです。

第16款県支出金第1項県負担金162万2,000円の増額補正です。先ほど国庫負担金で御説明しました、障害のある方々の短期入所やグループホーム利用、補装具の申請等の増による障害福祉サービス費、負担金等の増による県負担分となります。

第2項県補助金109万8,000円の増額補正です。地域の農業や農地利用について計画を策定する地域経済推進事業補助金の増額配分、先ほど国庫補助金で説明した子育て支援センター等に関する国基準額改定による子ども・子育て支援交付金の増による県負担分です。

第3項委託金2,000円の減額補正です。農林業センサス市町村交付金の交付決定等による減によるものです。

第17款財産収入第2項財産売払収入518万3,000円の増額補正です。長崎地区にある旧教員住宅跡地、町内2か所の農道、排水路敷等の町有地売払収入の増等によるものです。

第19款繰入金第1項基金繰入金5,309万4,000円の増額補正です。財源調整としての財政調整基金、公共施設整備基金、未来づくり基金、長寿社会対策基金の調整によるものです。

第2項特別会計繰入金2,117万2,000円の増額補正です。前年度決算に基づく宅地分譲事業特別会計繰入金の増によるものです。

第21款諸収入第5項雑入23万4,000円の増額補正です。農地中間管理機構集約協力金を受領後に一部売買をしたことによる個人の返還金を町経由で返還するための計上等となります。

第22款町債第1項町債2億880万円の増額補正です。成田橋橋梁修繕工事の工法変更による修繕工事費、建設資材高騰による中粕川地区に建設予定の防災コミュニティセンターの建築工事費、過疎債の一次配分で減額配分となったことによる組替え等によるものです。

歳入補正合計3億3,812万円の増額補正です。

続きまして、4ページを御覧ください。

歳出です。

第1款議会費第1項議会費13万6,000円の減額補正です。人件費の調整、政務活動費の減が主なものです。

第2款総務費第1項総務管理費2,347万4,000円の増額補正です。人件費の調整、ホームページ管理システム改修業務、職員用パソコン及びシステムライセンスの購入、歳入で御説明した旧教員住宅跡地及び農道、

排水路敷等の町有地売払収入の公共施設整備基金積立てによる増が主なものです。

第2項徴税费265万2,000円の増額補正です。人件費の調整、コピー代等の消耗品の増が主なものです。

第3項戸籍住民基本台帳費1,031万5,000円の増額補正です。人件費の調整、先ほど歳入で御説明した全国一斉に戸籍証明書に記載される氏名に送り仮名を表記するためのシステム改修業務による増です。

第5項統計調査費1,000円の減額補正です。統計調査委託金の交付決定に伴う調整等になります。

第3款民生費第1項社会福祉費1,017万7,000円の増額補正です。人件費の調整、先ほど歳入で御説明した障害のある方々の短期入所やグループホーム利用、補装具の申請等の増による障害福祉サービス費等、敬老会終了による調整、介護保険特別会計繰出金の調整等が主なものです。

第2項児童福祉費1,061万8,000円の増額補正です。令和4年3月の福島県沖地震により被災した認定こども園すくすくゆめの郷こども園の遊戯室の災害復旧事業に対する保育施設災害復旧事業補助金の増が主なものです。

第4款衛生費第1項保健衛生費231万円の増額補正です。人件費の調整、戸別合併処理浄化槽特別会計繰出金の調整が主なものです。

第5款農林水産費第1項農業費756万1,000円の減額補正です。人件費の調整、歳入で御説明した農地中間管理機構集積協力金返還金の増額、縁の郷屋根外壁塗装等工事設計業務が外部委託ではなく職員対応が可能になったことによる減額、農業集落排水事業特別会計繰り出しの調整が主なものです。

第6款商工費第1項商工費62万3,000円の増額補正です。人件費の調整、サテライトオフィス、企業誘致マッチングイベント出展による職員旅費の増が主なものです。

第7款土木費第1項土木管理費111万円の増額補正です。人件費の調整、工事費積算のための建築単価データの利用量の増によるものです。

第2項道路橋梁費7,416万9,000円の増額補正です。工法の変更による成田橋橋梁修繕工事、町道土橋明ヶ沢線等の道路台帳整備委託料、県道利府松山線に設置している常長公の街路灯サインの補強工事の増によるものです。

第4項住宅費29万5,000円の増額補正です。町営住宅の入退去に伴う住宅クリーニング業務委託料の増です。

第5項都市計画費2億285万7,000円の増額補正です。中粕川地区に建設予定の防災コミュニティセンターの建設資材高騰による建築工事費及び中粕川避難道路整備に伴う導水路設計業務委託料の増、中粕川地区防災拠点整備事業に係る確定測量業務を事業進捗によって令和6年度事業とすることによる減、下水道事業特別会計繰出金の調整が主なものです。

5ページを御覧ください。

第9款教育費第1項教育総務費67万9,000円の増額補正です。人件費の調整、小・中学校入学時に運動着購入を支援する小・中学校入学支援事業の単価増による増です。

第2項小学校費532万5,000円の増額補正です。令和6年度の教科書改訂による教員用教科書及び指導書の購入、エレベーターバッテリーの更新等による修繕費、校舎北側にある樹齢60年を超える桜の木の立ち枯れ等による倒木防止のための全本数の伐採業務委託料等の増が主なものです。

第3項中学校費22万8,000円の減額補正です。校舎FF式暖房機3台の修繕工事、女子卓球部が宮城県新人大会で団体優勝したことにより、来年3月23日に群馬県高崎市で開催される全国中学選抜卓球大会に出場することによる補助金の調整等によるものです。

なお、女子卓球部の全国大会出場に伴う補助金は、当初予算で男女出場を見込んで予算計上していたため、結果的に減額補正となったものです。

第4項社会教育費31万6,000円の増額補正です。人件費の調整、業務完了による自動ドア保守点検業務等の施設管理委託料の調整が主なものです。

第5項保健体育費112万6,000円の増額補正です。人件費の調整、点検結果による学校給食センター厨房機器修繕工事の増等が主なものです。

歳出補正額合計3億3,812万円の増額補正です。

以上、補正前の予算額61億9,869万9,000円に、歳入歳出とも3億3,812万円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ65億3,681万9,000円とするものです。

続きまして、6ページの第2表債務負担行為補正について御説明いたします。

今回の補正は、債務負担行為の追加16件です。

1、追加です。

項目、期間、限度額の順に御説明いたします。

1、令和6年度大郷町議会広報印刷業務、設定期間は令和5年度から6年度まで、限度額は148万7,000円です。次年度当初からの業務の円滑な執行のため年度内に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

2、令和6年度広報おおさと印刷業務、設定期間は令和5年度から6年度まで、限度額は367万5,000円です。議会広報と同様に、次年度当初からの業務の円滑な執行のため年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

3、大郷町町政要覧印刷製本業務、設定期間は令和5年度から6年度まで、限度額は77万円です。来年度の合併記念事業の一環として、令和6年6月下旬の発行に当たり、次年度当初からの業務の円滑な執行のため年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

4、情報ネットワークシステム保守業務、設定期間は令和5年度から10年度まで、限度額は206万円です。現契約の満了により、次年度当初から円滑に執行するため年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

5、情報ネットワークシステム賃貸借、設定期間は令和5年度から10年度まで、限度額は1,055万5,000円です。保守業務と同様に、現契約の満了により、次年度当初から円滑に執行するため年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

6、ふるさと納税委託業務、設定期間は令和5年度から6年度まで、限度額はふるさと納税額の6.0%以内の額です。インターネットを利用した専用サイトの構築及び返礼品に関する業務を一括して委託するもので、次年度当初から業務の円滑な執行のため年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

7、令和6年度自家用電気工作物保安管理業務、設定期間は令和5年度から6年度まで、限度額は204万7,000円です。役場庁舎、小・中学校、体育施設等、全12施設について、電気事業法第38条において定める自家用電気工作物の適切な維持管理及び同法に規定する保安管理規程の制定、届出等の業務を委託するものであり、次年度当初からの管理業務の円滑な執行のため年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

8、家屋評価システム使用料、設定期間は令和5年度から10年度まで、限度額は282万円です。現契約の満了により、次年度当初からの円滑な

執行のため年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

9、ふれあい号管理業務、設定期間は令和5年度から8年度まで、限度額は2,200万8,000円です。令和5年度までは単年度契約としておりましたが、利用者の利便性を考慮し、令和6年度から3年契約とするものです。次年度当初から円滑に執行するため年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

10、障害福祉サービスシステム賃貸借、設定期間は令和5年度から10年度まで、限度額は495万円です。現契約の満了により、次年度当初から円滑に執行するため年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

11、町道緊急維持工事、設定期間は令和5年度から6年度まで、限度額は1,320万円です。次年度当初から円滑に執行するため年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

12、公営住宅管理システム賃貸借、設定期間は令和5年度から10年度まで、限度額は146万円です。現契約の満了により、次年度当初から円滑に執行するため年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

13、スクールバス運行業務（運賃単価改定分）、設定期間は令和5年度から8年度まで、限度額は3,335万7,000円です。スクールバス運行業務の現契約は令和4年度から8年度までの契約となっておりますが、国土交通省東北運輸局において、一般貸切旅客自動車運送業務の運賃単価の引上げ改正が行われたため、変更契約締結に当たり、令和6年度から8年度分の増額分の債務負担行為を設定するものです。

14、大郷小学校学校業務員業務、設定期間は令和5年度から6年度まで、限度額は369万9,000円です。現契約の満了により、次年度当初から円滑に執行するため年度内に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

15、大郷中学校学校業務員業務、設定期間は令和5年度から6年度まで、限度額は369万6,000円です。小学校と同様で、現契約の満了により、次年度から円滑に執行するため年度内に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

16、学校給食賄材料購入、設定期間は令和5年度から6年度まで、限度額は3,549万9,000円です。次年度当初から円滑に執行するため年度内に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するもので

す。

続きまして、7ページ。

第3表地方債補正について御説明いたします。

今回の補正は、地方債の追加1件、変更4件、廃止1件です。

まず、1、追加でございます。

1、脱炭素化推進事業。B & G海洋センター照明LED化工事に伴う起債で、地方公共団体が脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、令和5年度より新たに脱炭素化推進事業債が創設されたため、公共施設等適正管理推進事業債から組替えをするものです。限度額は1,200万円です。

起債の方法は、証書借入れ、利率は5.0%以内、ただし、利率見直し方式で借入れする資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の率とし、償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。

ただし、町財政の都合により据置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとしております。

本債については事業費に90%充当可能で、後年度、元利償還金の30%から50%が交付税措置されるものです。

2、変更です。

起債の目的、補正前、補正後の順に御説明いたします。

1、道路等整備事業。成田橋橋梁修繕工事の工事費の増、町道東成田三倉沢線舗装改修工事及び町道李崎横名線側溝整備工事等の町道4線の過疎対策事業債の一次配分の減額配分による起債充当の取りやめによる変更で、限度額を1億430万円から1億2,920万円に変更するものです。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様です。

2、縁の郷施設改修事業。予定しておりました縁の郷屋根外装舗装等工事設計業務が外部委託ではなく職員対応が可能となったことにより起債を取りやめ、限度額を4,790万円から4,000万円に変更するものです。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様です。

3、都市防災総合整備事業。中粕川地区での都市防災事業に係る起債で、防災コミュニティセンターの建築資材高騰による工事費の増等の調整によるもので、限度額を2億9,500万円から4億9,060万円に変更するものです。起債限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様です。

4、公共施設等適正管理推進事業。先ほど御説明したB & G海洋セン

ター照明LED化工事の起債組替えにより、限度額を3,260万円から2,050万円に変更するものです。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様です。

3、廃止です。

1、学校教育施設等整備事業。学校給食センター外壁等改修工事設計業務について借入れを見込んでおりましたが、過疎対策事業債の一次配分で減額配分となったことから、起債ではなく公共施設整備基金を充当することとしたため、借入れせずに廃止するものです。

一般会計補正予算につきましては、以上の内容となります。

以上で議案第78号の提案理由の説明を終わります。

議長（石川良彦君） ここで10分間休憩といたします。

午後 2時18分 休憩

午後 2時29分 開議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第86号について説明を願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） 次に、議案第86号 一般会計補正予算（第6号）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第86号 令和5年度大郷町一般会計補正予算（第6号）

令和5年度大郷町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,706万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億1,388万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月4日 提出

大郷町長 田 中 学

まず、今回の補正予算の概要について御説明いたします。

今回の補正予算ですが、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金事業から名称が変更となりました物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金事業によるものとなります。

内容としましては、住民税非課税世帯等への価格高騰支援給付金事業、全町民への生活応援商品券発行事業に係る補正予算となります。

県からの交付額通知が令和5年11月30日にあり、年内予算化の要請がありましたので、追加で御提案させていただくものです。

歳入では、補助事業見合いの国庫補助金、財政調整基金による財源調整をしております。

3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を説明いたします。まず、歳入です。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金7,529万7,000円の増額補正です。国からの交付額決定等により、住民税非課税世帯への価格高騰支援給付金及び物価高騰の影響による生活者支援としての生活応援商品券発行事業に係る補助金の増となります。

第19款繰入金第1項基金繰入金177万1,000円の増額補正です。各事業の国庫補助不足分、補助対象外分等を財政調整基金により調整したものです。各事業費とも多少の余裕を持った予算となっておりますので、繰入金については事業の進捗により縮減する見込みでございます。

歳入補正額合計7,706万8,000円の増額です。

続きまして、4ページを御覧いただきます。

歳出です。

第3款民生費第1項社会福祉費5,062万7,000円の増額補正です。住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対して1世帯当たり7万円を支給するための給付金及び給付に関する諸経費の増額です。給付金は6,700世帯分を見込んでおります。(末尾で670世帯に訂正する発言あり)

第6款商工費第1項商工費2,644万1,000円の増額補正です。町民1人当たり3,000円の商品券を発行するためのくろかわ商工会に対する補助金及び発行に関する諸経費の増額です。商品券は7,650人分を見込んでおります。

歳出補正額合計7,706万8,000円です。

以上、補正前の予算額65億3,681万9,000円に、歳入歳出とも7,706万8,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ66億1,388万7,000円とするものです。

以上で議案第86号 一般会計補正予算（第6号）につきましての提案理由の説明を終わります。

議案第78号 一般会計補正予算（第5号）及び議案第86号 一般会計

補正予算（第6号）につきまして、それぞれ次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第78号、議案第86号について説明を終わります。

次に、議案第79号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） それでは、議案第79号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の33ページを御覧ください。

議案第79号 令和5年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ42万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,994万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、令和4年度特別調整交付金の精算確定に伴い発生した返還金と、その財源を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次のページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

第5款繰入金第2項基金繰入金42万9,000円の増額です。財源調整のため、財政調整基金からの繰入金でございます。

以上、歳入合計42万9,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第7款諸支出金第1項償還金及び還付加算金は42万9,000円の増額で、令和4年度特別調整交付金実績報告に基づき精算が確定し、国と県への返還金が生じたため、増額となるものでございます。

以上、歳出合計42万9,000円の増額補正でございます。

補正前の予算額 9 億3,951万7,000円に、歳入歳出それぞれ42万9,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ 9 億3,994万6,000円とするものでございます。

以上で議案第79号の説明を終わります。

ただいま御説明いたしました議案第79号 令和5年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、事項別明細書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第79号について説明を終わります。

次に、議案第80号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君） それでは、議案第80号につきまして提案理由の御説明をいたします。

各種会計補正予算説明書の40ページを御覧ください。

議案第80号 令和5年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度大郷町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ329万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,065万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算は、歳入におきましては、令和6年度の介護保険制度改正対応のためのシステム改修に伴う国庫補助金や、そのシステム改修費や、介護認定に係る費用増による一般会計からの事務費繰入金、その計上及び基金繰入金による財源調整を図ったものが主なものとなります。

歳出におきましては、介護保険システム改修費のほか、介護認定に係る主治医意見書の作成手数料や介護認定調査のための訪問業務委託料、介護認定調査員の人件費とともに、令和6年4月から開始を予定する認知症高齢者見守り事業のための消耗品費を計上いたしました。

なお、10月末現在の第1号被保険者は2,987人で、総人口に占める割合は39.3%となります。同じく第1号被保険者に係る要介護等の認定者数は594人で、第1号被保険者に占める割合は19.9%、総人口に占める割

合は7.8%となっております。

それでは、次のページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正について、款項ごとに御説明申し上げます。

まず歳入ですが、第4款国庫支出金第2項国庫補助金の補正金額は61万円の増額で、地域支援事業や介護予防・日常生活支援総合事業による交付金の決定に伴う減額がありますが、令和6年度介護保険制度改正対応のためのシステム改修に伴う事務費交付金の増により増額となったものでございます。

次に、第7款繰入金第1項一般会計繰入金の補正金額は208万1,000円の増額で、介護保険システム改修費の補助残のほか、介護認定に係る主治医意見書の作成手数料や介護認定調査のための訪問業務委託料、介護認定調査員の人件費増による繰入金の増となります。

第2項基金繰入金の補正金額は60万8,000円の増額で、介護給付費準備基金により財源調整を行うものです。

歳入補正額合計は329万9,000円の増額です。

続きまして、歳出について御説明いたします。

第1款総務費第1項総務管理費の補正金額は210万7,000円の増額で、令和6年度介護保険制度改正対応のためのシステム改修費となります。

主な改修内容は、在宅の複合型サービス類型の新設に伴うサービス種類の追加や、介護保険料の標準段階の増及び高所得者の標準率の引上げ、低所得者の率の引下げ対応となるものでございます。

次に、第3項介護認定審査会費の補正金額は103万5,000円の増額で、介護認定件数の増に伴う主治医意見書の作成手数料や訪問業務委託料の増のほか、介護認定調査員の人件費の増によるものです。

次に、第3款地域支援事業費第3項包括的支援事業・任意事業費の補正金額は15万7,000円の増額で、令和6年4月から開始を予定する認知症高齢者見守り事業のためのQRコード付シール購入の消耗品費を計上いたしました。

なお、成年後見制度利用支援事業に伴う成年後見人に対する助成金について、予算科目の計上誤りがあったため、7節報償費から18節負担金、補助及び交付金への予算組替えを行いました。

歳出補正額合計は329万9,000円の増額となります。

以上、補正前の予算額11億5,735万3,000円に、歳入歳出とも329万9,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ11億6,065万2,000円とするものです。

介護保険特別会計補正予算についての説明は以上となります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で議案第80号について説明を終わります。

次に、議案第81号及び議案第82号、議案第83号、議案第84号について説明を求めます。地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） それでは、48ページをお開き願います。

議案第81号につきまして提案理由を御説明いたします。

議案第81号 令和5年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

令和5年度大郷町の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ72万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,860万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入は財源調整に伴う繰入金、歳出は職員の人件費、インターネット監視システム箇所増による使用料の増、公営企業会計への移行に伴う経費などの補正を計上しております。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正にて説明いたします。

まず、歳入です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金72万9,000円の増額補正は、財源調整のため一般会計からの繰入金の調整によるものです。

以上、歳入合計で補正額72万9,000円を追加し、2億5,860万8,000円とするものでございます。

次に、歳出です。

次ページになります。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費72万9,000円の増額補正は、人件費の調整、インターネット監視システム箇所増による使用料の増、公営企業会計への移行に伴う経費によるものです。

以上、歳出合計で補正額72万9,000円を追加し、2億5,860万8,000円とするものです。

49ページをお開き願います。失礼しました。51ページになります。

第2表債務負担行為補正の追加です。

事項1、企業会計システム保守業務について、期間を令和5年度から令和8年度までとし、限度額を153万6,000円とするものでございます。今年度で契約満了となり、令和6年度当初から引き続き必要となることから、債務負担行為を設定するものでございます。

事項2、令和6年度公共下水道マンホールポンプ点検清掃業務について、期間を令和5年度から令和6年度までとし、限度額を1,277万8,000円とするものでございます。今年度で契約満了となり、令和5年度当初からの業務について債務負担行為を設定し、点検清掃を行うものです。

以上で令和5年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、59ページをお開き願います。

議案第82号につきまして提案理由を申し上げます。

議案第82号 令和5年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度大郷町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,887万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入は財源調整に伴う繰入金、歳出は職員の人件費による補正を計上しております。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正について説明いたします。

まず、歳入です。

第3款繰入金第1項他会計繰入金9万4,000円の増額補正は、財源調整のため一般会計からの繰入金の調整によるものです。

以上、歳入合計、補正額9万4,000円を追加し、7,887万4,000円とするものです。

次に、歳出です。

次ページになります。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費9万4,000円の増額補正は、人件費の調整によるものです。

以上、歳出合計で補正額9万4,000円を追加し、7,887万4,000円とするものです。

62ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正の追加です。

事項1、令和6年度農業集落排水事業粕川地区処理施設維持管理業務について、期間を令和5年度から令和6年度までとし、限度額を636万7,000円とするものです。農業集落排水事業粕川地区処理施設維持管理業務が今年度で委託契約が満了するため、令和6年度当初からの業務について債務負担行為を設定し、維持管理を行うものです。

事項2、令和6年度農業集落排水事業マンホールポンプ点検清掃業務について、期間を令和5年度から令和6年度までとし、限度額を815万3,000円とするものです。農業集落排水事業マンホールポンプ点検清掃業務が今年度で委託契約が終了するため、令和6年度当初からの業務について債務負担行為を設定し、点検清掃を行うものです。

事項3、令和6年度農業集落排水処理施設自家用電気工作物保安管理業務について、期間を令和5年度から令和6年度までとし、限度額を15万4,000円とするものです。農業集落排水処理施設の電気工作物保安管理業務が今年度で委託期間が終了するため、令和6年度当初からの業務について債務負担行為を設定し、電気工作物の保安管理を行うものです。

以上で議案第82号 農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、70ページをお開き願います。

議案第83号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第83号 令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算
(第2号)

令和5年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第2号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ207万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,469万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入は財源調整に伴う繰入金、歳出は職員の人件費、合併浄化槽設置工事費の増による補正を計上しております。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正について御説明いたします。

まず、歳入です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金207万円の増額補正は、財源調整のため一般会計からの繰入金の調整によるものです。

以上、歳入合計で補正額207万円を追加し、8,469万9,000円とするものです。

次に、歳出です。

次ページになります。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽事業管理費207万円の増額補正は、人件費の調整、合併浄化槽設置工事費の増による一般会計からの繰入金によるものです。失礼しました。人件費の調整、合併浄化槽設置工事増によるものでございます。

以上、歳出合計で補正額207万円を追加し、8,469万9,000円とするものです。

73ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正の追加です。

事項 1、令和 6 年度戸別合併処理浄化槽清掃業務について、期間を令和 5 年度から令和 6 年度までとし、限度額を1,249万1,000円とするものです。戸別合併処理浄化槽清掃業務が今年度で委託期間が終了するため、令和 6 年度当初からの業務について債務負担行為を設定し、清掃を行うものです。

事項 2、令和 6 年度戸別合併処理浄化槽管理業務について、期間を令和 5 年度から令和 6 年度までとし、限度額を2,131万9,000円とするものです。合併処理浄化槽管理業務が今年度で委託期間が終了するため、令和 6 年度当初からの業務について債務負担行為を設定し、保守点検管理を行うものです。

事項 3、令和 6 年度戸別合併処理浄化槽設置工事について、期間を令和 5 年度から令和 6 年度までとし、限度額を1,432万9,000円とするものです。合併処理浄化槽設置工事について、設置希望者に対し速やかに対応するため、令和 6 年度当初からの工事について債務負担行為を設定し、工事を行うものです。

以上、議案第83号 令和 5 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

続きまして、81ページをお開き願います。

議案第84号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第84号 令和 5 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度大郷町水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事項、給配水管等修繕費、期間を令和 5 年度から令和 6 年度までとし、限度額を1,100万円とするものです。不測の事態に年度当初から対応する必要となることから、債務負担行為を定めるものでございます。

事項、企業会計・固定資産台帳管理システム賃貸借（水道）、期間を令和 5 年度から令和 8 年度までとし、限度額を225万9,000円とするものです。今年度で契約満了となり、来年度以降も引き続き必要となることから、債務負担行為を定めるものでございます。

事項、企業会計・固定資産台帳管理システム保守業務（水道）、期間を令和 5 年度から令和 8 年度までとし、限度額を153万6,000円とするもの

です。同保守業務についても今年度で契約満了となり、来年度以降も引き続き必要となることから、債務負担行為を定めるものでございます。

令和5年12月1日 提出

大郷町長 田 中 学

以上で、議案第84号 令和5年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました議案第81号、議案第82号、議案第83号につきましては事項別明細書、議案第84号につきましては補正予算説明書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第81号及び議案第82号、議案第83号、議案第84号について説明を終わります。

以上をもって、本日の日程……（「議長」の声あり）はい。9番熱海文義議員。

9番（熱海文義君） 説明の中で、議案86号、補正予算のほうで、8ページの説明の中で、非課税世帯に7万円給付するという説明の中で、私の聞き間違いか、6,700世帯と言ったと思うんだよね。そんなになんかと思うんだけど、まず、670の間違いだと思うので、訂正お願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 607世帯です。（「70」の声あり）70ですね。桁違いでございました。

9番（熱海文義君） はい、そのとおりです。それだけです。

議長（石川良彦君） はい、分かりました。

議長（石川良彦君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

御苦労さまでございました。

午 後 3時04分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員